

四條畷市が関与するイベントの事務取扱いについて



1. 「四條畷市が関与するイベントの事務取扱に関する要綱」について

市が関与するイベントについて、公平性、透明性を確保するため、その基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものです。

一定の基準に基づいて、市が団体等の実施するイベントに関与することで、以下のような疑問や要望を解決するとともに、団体等が主体的に行うイベントを支援することで、市民主体の取組みを持続、発展させていきます。

団体等の疑問や要望

市と共催イベントをする方法は？

私たちのイベントも広報誌で紹介してもらえないかな？

私たちのイベントを市の職員と一緒にしたい。

どうしたらイベント会場を早く予約できるの？



2. 市が共催または協力できるのは、こんなイベントです。

【共催・協力事業フロー図チェックリストP3.P4 参照】

共催・協力イベントに関するチェックシート①（団体等の要件・実施の要件）

【対象団体等の要件】

- 1 設立の目的が公益に反していないこと
- 2 政治団体又は宗教団体ではないこと
- 3 堅実な活動実績を有すること等により、共催又は協力イベントの実施能力があると認められること
- 4 役員その他の責任者が明らかであること

【実施の要件】

- 1 公益に反しないこと
- 2 主たる会場が市の区域内であるか、市の区域外となるが、市の施策の推進上特に有益であると認められること
- 3 市民の公共の福祉の向上に寄与するものであること
- 4 営利を目的としたり、特定の事業所又は団体等の自主研修や宣伝等少数者の利益のみを目的としていないこと（「営利」には、公益的活動のための資金醸成と判断されるものは含まない）
- 5-1 特定の政治又は宗教と関わりがないこと
- 5-2 世論の分かれる事象等において、特定の主義主張を推進し、若しくは支持し、又はこれに反することを目的とし、市の中立性を損なう恐れがないこと
- 6 市の行政運営に関する方針に沿うイベントであること
- 7 イベントの開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等について必要な対策が講じられていること
- 8 【参加料等を徴収する場合のみ】 徴収額及び目的が対象イベントの規模と内容に応じて適切かつ明確であること



共催・協力イベントに関するチェックシート②（協力・共催できる要件）

【協力の要件】

- 1 イベントの目的が市の施策（計画等）と整合していること

【共催の要件】

- 1 四條畷市総合計画及びこれに基づく分野別計画の施策、その他市の計画に位置付けられており、実施計画に基づくイベントであること
- 2 市が関与する必要性が高いこと
- 3 趣旨を同じくする類似イベントが無いこと（市主催、団体等のみの実施を含む）
- 4 市から同事業に対する補助金等の交付を受けていないこと

3. 四條畷市におけるイベントの定義について

イベントに関わる方が「共通の認識」で、協議できるように、イベントの開催形式について、以下のとおり決めました。

主催

- ・市がイベントを単独で実施する開催形式
- ・市がイベントに係る費用の主たるものを負担して団体等を実施させる開催形式
(この場合、団体等が主たる事務を行う形式を「主管」といいます)

共催

- ・市と団体等がイベントを協働で実施する開催形式
(市と団体等は共同主催者として、それぞれ企画又は運営に参画し、その役割に応じた費用負担や責任を負います)

協力

- ・団体等が主催するイベントについて、市がその趣旨に賛同し、当該イベントに対し、行政の立場において可能な範囲で支援を行うこと

後援

- ・団体等が主催するイベントに対して、市がそのイベントの趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認すること

4. 協力事業について

市が協力事業として承認したイベントについては、各所管課で申請を受け付け、承認をしたうえで、団体等が希望する以下の支援を行います。

【詳しくは、共催・協力事業フロー図 チェックリストP6 参照】

【周知活動】

- ・市の広報誌への掲載
- ・市のHP掲載
- ・市の広報への折り込みチラシ（有料）
- ・市庁舎等の掲示板使用
- ・市のX（旧Twitter（ツイッター））
- ・市公式LINE（LINE VOOM又はトーク）への投稿
- ・市庁舎等へのチラシ設置
- ・市のラック利用
（四条畷駅・忍ヶ丘駅・イオン）

※案文は団体等が作成

ただし、市の発信としてふさわしくない場合は、変更をお願いする場合があります。

※広報板を利用したお知らせの掲示は令和6年度末をもって終了いたしました。

【会場】

- ・会場の仮予約
（所管課が施設に仮予約、利用申請は団体等）

【手続き】

- ・道路に関する手続き等の支援
- ・立ち合い
（行政機関が市職員のイベントへの立ち合いを許可要件とした場合のみ）

【その他】

- ・物品の貸出し（机・椅子・着ぐるみ・バックボード・公用車（軽トラック）等）



5. 「協力」の申し込み先について

イベントの実施目的によって申し込み先が変わります。

申請書の提出先

- ①商工業・農畜産業の振興に関すること ⇒ 地域振興課
- ②コミュニティ活動・自治振興・友好都市との交流・国際交流に関すること ⇒ 地域振興課
- ③人権、非核平和、男女共同参画に関すること ⇒ 人権・市民相談課
- ④ごみの減量、リサイクル、環境の保全、犬猫等の適切な管理に関すること ⇒ 生活環境課
- ⑤緑化に関すること ⇒ 建設管理課
- ⑥交通安全に関すること ⇒ 危機管理課
- ⑦児童福祉に関すること ⇒ こども政策課
- ⑧地域福祉、自殺予防に関すること ⇒ 福祉政策課
- ⑨高齢者福祉、介護保険、健康寿命の延伸に関すること ⇒ 高齢福祉課
- ⑩障がい者福祉に関すること ⇒ 障がい福祉課
- ⑪保健衛生、感染症予防、食育、受動喫煙防止に関すること ⇒ 保健センター
- ⑫スポーツの振興に関すること ⇒ スポーツ・青少年課
- ⑬青少年の健全育成に関すること ⇒ スポーツ・青少年課
- ⑭文化財に関すること ⇒ 文化財課
- ⑮文化の振興に関すること ⇒ 文化・公民館振興課
- ⑯田原地域の活性化に関すること ⇒ 田原支所
- ⑰上記のどれにも該当しない時 ⇒ 秘書政策課にご相談ください

6. 共催事業について

※「共催」は、市が「意思決定」して行うものなので、申し込み制度は設けません。

「共催」イベントは、以下のすべての要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 四條畷市総合計画及びこれに基づく分野別計画の施策、その他市の計画に位置付けられており、実施計画に基づくイベントである。
- 2 市が関与する必要性が高い。
- 3 趣旨を同じくする類似イベントが無い（市主催、団体等のみの実施を含む）。
- 4 市から同事業に対する補助金等の交付を受けていない。

「共催」する団体は、原則「公募」で選びます。【要綱第5条参照】

（共催）

第5条 市が団体等に共催の依頼を行う場合は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）イベントを共催する団体等（以下「共催団体等」という。）は、原則、公募により選定するものとする。ただし、イベントの性質上、共催可能な団体等が限られる事業又は市長が特に認める事業については、この限りではない。
- （2）公募によりイベントを共催しようとする場合は、当該事業の所管課長は、市政の総合調整主管課長及び財政主管課長の合議を経て、所管部長の決裁を受けるものとする。
- （3）公募によりイベントを共催して実施した場合は、団体等の選定基準及び選定結果、共催団体等と市の役割分担並びにそれぞれが責任を負う範囲や内容について公表すること。

イベントの性質上、共催可能な団体等が限られる事業又は市長が特に認める事業以外は、「公募」で共催団体等を選定します。



7. 新しい制度についてのQA

(1) この制度（要綱）を作った理由は？

市が関与するイベントについて、公平性、透明性を確保するためです。

(2) 今まで公平性、透明性が確保できていなかったの？

市が行っているイベントの中には、ほぼ毎年、同じ団体等と実施しているものがあり、その理由について、これまで市民や団体等にお示しすることはありませんでした。
また、開催形式に関わらず、市の関与の仕方も統一性はありませんでした。

(3) この要綱でそれが解消されるの？

この要綱により、市が団体等と協働で行うイベントを、「共催」と「協力」に整理し、実施にあたっての役割分担や団体等の選定方法（共催のみ）、イベントの実施状況を公表することで、公平性、透明性を確保できるものと考えています。

(4) 共催と協力は違う？

共催は、市の実施計画に基づいて市の発意で行うイベントです。事業実施内容に応じて、市が予算措置を行ったり、職員もイベントに業務として従事したりします。

協力は、団体等の発意によって団体等が開催するイベントに、市が行政の立場において可能な範囲で支援を行います。支援の内容としては、広報誌への記事の掲載等周知活動、施設の仮予約、行政機関への手続き支援、物品の貸し出しなどになります。

【共催・協力事業フロー図チェックリストP6「協力申し込み内容確認シート」参照】

(5) 「後援」はどうなるの？

「後援」の手続きについては、変更ありません。手続き方法や様式は市ホームページに掲載しています。

「四條畷市後援名義等の使用について」 ⇒

<https://www.city.shijonawate.lg.jp/soshiki/4/6432.html>

(6) 国や府と実施しているイベントや企業や学校と実施しているイベントはどうなるの？

国や府等の公的機関と実施するイベントや、企業や学校等との「協定」に基づき実施するイベントは、この要綱の適用外となります。【要綱第10条参照】

(7) 共催は全て公募されるの？

イベントの性質上、共催可能な団体等が限られる場合または、市長が特に認める事業については、公募の対象外です。

(8) 共催、協力イベントは市の保険が適用されるの？

イベントごとに保険の適用の可否や範囲が異なるため、所管課にお問い合わせください。



(9) 市の協力を受けようとする団体等は、イベント開催の120日前までに申請書を提出しなければならないとなっていますが、120日前を過ぎると申請できなくなりますか？

申請することはできます。

120日前にしている理由としては、申請書の提出からイベント開催日までの期間が短いと、広報誌への記事の掲載が難しくなるなど、支援できることが少なくなる場合があります。

行政手続き等に思ったより時間がかかることもありますので、早めのご申請をお願いします。

(10) 周知活動に係る協力内容は必ず実施してもらえますか？

広報誌の紙面の確保ができない場合や、掲示板やチラシ設置のスペースが確保できない場合は、お断りすることがあります。

(11) 広報誌やホームページへの掲載手続きは？

協力イベント承認申請の時にお申込みください。「協力イベント承認申請書」の添付書類の一つに「協力申し込み内容確認シート」がございますので、「市広報誌への掲載」「市HPへの掲載」の項目のチェック欄に「○」をしてご提出ください。

【共催・協力事業フロー図チェックリストP6「協力申し込み内容確認シート」参照】

(12) 団体の活動を周知してもらうことはできますか？

この要綱における「イベント」は、不特定多数の参加者を対象として開催する、講演会、シンポジウム、セミナー、フェスティバル、その他の行事等と定義づけています。そのため、団体の構成員のみが参加する活動については、協力の対象にはなりません。【要綱第2条参照】

(13) 対象となるイベントの要件に「特定の事業所又は団体等の自主研修や宣伝等少数者の利益のみを目的としていないこと。」とありますが、具体的にはどのようなものが対象外となるのでしょうか？

教室（カルチャースクールを含む）やサークルなど、講師または指導者のもとに集まった特定の1団体が、それぞれに行っている日ごろの活動に関するイベント、講習会、発表会等は対象外となります。

(14) 市の職員に「講師」の依頼をしたい場合も協力の申し込みが必要ですか？

「協力」の申し込みではなく、所管課に講師の派遣をご依頼いただくことになります。
なお、不特定多数の方を対象とするセミナー等の場合は、周知活動等のサポートをさせていただきますので、講師依頼とは別途、協力イベントの承認申請を所管課にご提出ください。

(15) 「公募型協働のまちづくり提案事業補助金」の対象事業も申し込める？

「公募型協働のまちづくり提案事業補助金」の対象となっている団体等も申し込めます。

